

飼育動物診療施設のしおり

2024 年度版

～届出の要点と、よくお問合せいただく内容についてまとめました～

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっており、これまで以上に飼育動物診療施設（以下、診療施設）におけるコンプライアンス（法令遵守）が重要視されています。

このしおりは、診療施設での法令遵守の取組に役立てていただくため、獣医療法第3条に基づく診療施設の届出及びよくお問合せをいただく内容についてまとめました。開設者や管理者、勤務されている獣医師の方々にお読みいただき、参考としていただければ幸いです。

目次

- p.1 1. 診療施設の届出について
- p.2 2. 届出の流れ
- p.3 3. 診療施設の届出についてのよくあるお問合せ
- p.4 4. 獣医師・獣医療についてのよくあるお問合せ
- p.7 5. 届出・問合せ先
- p.8 自己チェックシート

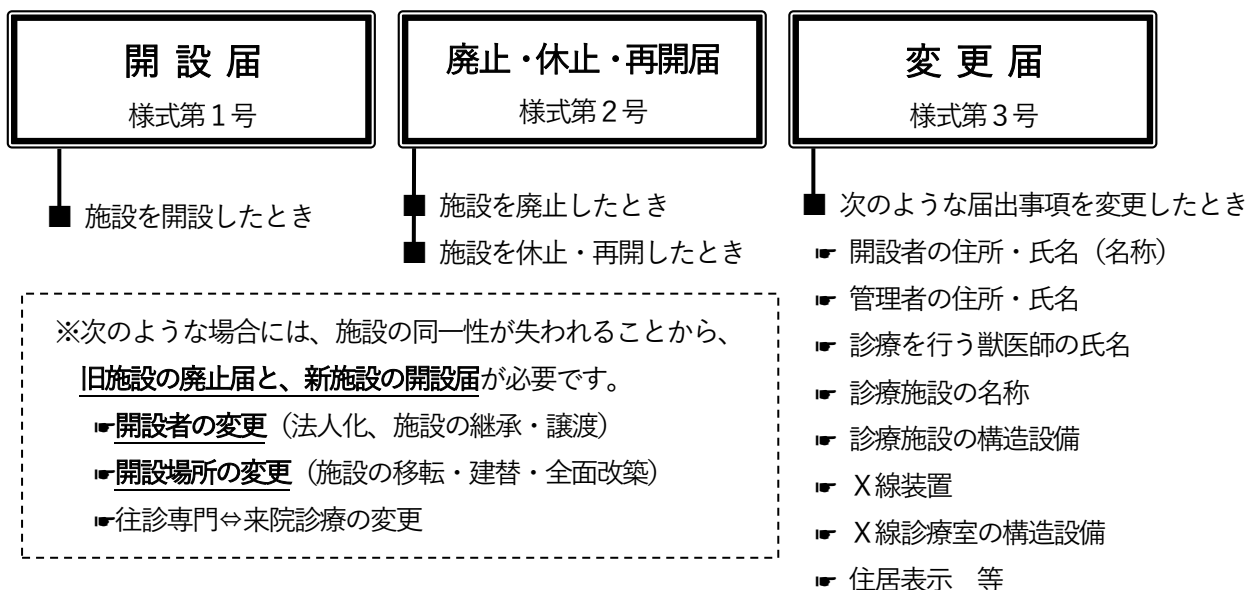


1. 診療施設の届出について

① 届出は開設者の義務です

飼育動物診療施設の開設者は、獣医療法第3条の規定に基づき、開設、変更、廃止等の事由が生じた日から10日以内に届出をしなければなりません。届出が遅れてしまっても、遅延理由書を添付し、届出をしてください。

② このような場合に届出が必要です



2. 届出の流れ

※届出・問合せ先は p. 7 です。

① 書類の用意

1. 必要な届出様式と添付書類をご用意ください。
 - どのような届出が必要か分からない場合は、まずは当所までお問合せください。
 - 届出様式・記入例は当所のウェブサイトからダウンロードできます(様式は本県のものをご使用ください)。
 - 添付書類は、開設届及び、変更届の記入例にそれぞれ記載されています(廃止届は添付書類が不要です)。
2. 記入例を参考に、様式に必要事項を記入してください。
 - 手書き、パソコンを用いた入力・印刷のどちらでも構いません。
 - 変更届の場合、様式に新旧の状況を記載します。
 - ・ 獣医師の変更の場合は、新旧の獣医師全員の名前を記載しなければなりませんのでご注意ください。
 - ・ 様式の記入欄に記載できない場合は「別紙添付」とし、別紙に記載して添付してください。
 - 次の点にご注意ください。
 - ・ 獣医師の氏名は、獣医師免許証に記載のとおりご記入ください(「高⇄高」や「齊⇄齋」等の異字体に注意)。
 - ・ 獣医師の登録年月日は、最初に免許が交付された日付を記載してください(免許証の書換えをされたことのある方は、免許証の裏面に記載された最も古い日付が登録年月日です)。
 - ・ 獣医師免許証の写しを提出する場合、裏面に記載がある免許証は裏面についてもご提出ください。

② 提出の前に

1. 不備のある届出が多くなっています。当所では、ファクシミリによる届出の提出前確認も行っておりますので、可能な限りご協力ください。当所に連絡の上、届出を送信いただければ内容を確認いたします。
2. 届出の写しを取り、手元に保存することをおすすめします。
 - 次回の届出を記入する際の参考になります。
 - 当所の収受印のある届出控えが必要な場合、届出(二部)に切手を貼った返送用封筒を同封してください。届出受理後、当所より届出控え(一部)を返送いたします。

③ 提出期限について

1. 届出すべき事由が生じた日から10日以内に当所に到達するよう、ご提出ください。
 - 4月1日が届出事由の生じた日であれば、4月11日まで。4月11日が閉庁日の場合、翌開庁日まで。
2. 期限を超過した場合は、遅延理由書(様式は定めておりません)が必要です。
 - 当所のウェブサイトが遅延理由書の一例を掲載しております。
3. 届出すべき事由が生じる前に届出を提出することはできません。

④ 提出方法について

1. 持参もしくは郵送(開設届は、原則として持参をお願いしています)
 - 届出・問合せ先は p. 7 をご覧ください。
2. 開設届のみ、受理通知を当所より郵送しております(郵送までには届出から1~3週間かかります)。
 - 開設を証明する書類にもなりますので、保管をお願いします。

3. 診療施設の届出についてのよくあるお問合せ

新卒の獣医師
を採用しました。

- 診療獣医師の氏名の変更として、診療を始めてから10日以内に届出を行ってください。
- 免許証がまだ手元にない場合、免許証の写しに代えて、獣医師登録番号と登録年月日（本人であれば農林水産省に確認できます）を変更届に記載し、提出してください。
- 免許証が手元に届き次第、免許証の写しを別途提出してください。

アルバイトの
獣医師は届出が
必要ですか。

- 診療施設において診療を行なう獣医師は、雇用形態に関わらず届出を行ってください。
例）アルバイトの獣医師 定期的に診療依頼している外部の獣医師

獣医師が結婚し、
氏名が変わりました。

- 診療獣医師の氏名の変更として、10日以内に変更届を提出してください。
- 書換えした免許証が手元に届き次第、免許証の両面の写しを別途提出してください。
※獣医師の氏名、本籍地の都道府県等の変更は、30日以内に農林水産省への申請が必要です。

往診とはどんな
ことですか。

- 往診とは、飼育動物の所有者あるいは飼い主の依頼により、その飼育施設や飼育場所に赴いて診療する行為のことです。
- 商業施設等の一定の場所に動物を集めて診療を行うことは、往診に該当しません。これを反復継続して行う場合は、診療を行う場所ごとに診療施設の開設の届出が必要です。

獣医師の死亡時の
手続きは。

- その獣医師の立場（開設者、管理者、診療獣医師）や診療施設を継続するかどうか等、状況に応じた届出が必要です。個別にお問合せください。
※別途、獣医師の死亡を30日以内に農林水産省への届出なくてはなりません。

法人の代表者が
変わりました。

- 法人の代表者の氏名は、届出事項ではないため、変更を届出る必要はありません。
- 次回の届出からは、新しい法人代表者の名義で届出をしてください。
- 定款に変更が生じた場合は、定款の変更を届出てください。

開設者・管理者が
引越しました。

- 開設者や管理者が転居した場合、その住所の変更を届出なければなりません。
- ただし、往診診療者（往診のみを行う診療者）の場合、開設者の引越しは診療施設の移転となるので、旧施設の廃止届と、新しい住所での開設届が必要です。

過去の届出を
確認できますか。

- 個別にお問合せください。

開設（廃止）の
証明書は
発行できますか。

- 飼育動物診療施設開設（廃止）届出済証明書を発行しています。証明の内容によっては確認にお時間をいただくことがありますので、余裕を持って依頼してください。
手続きの方法については、お問合せください。
- 開設届の提出時にお渡しする開設届の写しや、開設届の受理後に送付した通知も、開設を証明する書類となります。いずれの書類が必要か、提出先に確認をお願いします。

4. 獣医師・獣医療についてのよくあるお問合せ

Q. 獣医療上の**広告の制限**とはどのようなものですか。

獣医療法第 17 条関連

A. 広告に該当するものは、**広告できる内容に制限があります。**

① 次のすべての要件にあてはまるものは広告に該当します。

1. 誘引性：飼育者等を誘引する意図があること
2. 特定性：獣医師の氏名又は診療施設の名称が特定可能であること
3. 認知性：一般の人が認知できる状態にあること

広告に該当するもの	広告に該当しないもの
看板 チラシ ダイレクトメール 外から見える院内の掲示 ウェブサイト（バナー広告、 バナー広告にリンクしている診療施設等ウェブサイト） SNS（不特定多数に拡散するもの）、動画共有サイト 等	求めに応じて郵送するもの 外から見えない院内の掲示・配布物 診療施設等ウェブサイト・SNS（誘引性、認知性を有しないもの）※ 行政機関の広告・ポスター 等

※獣医療安全対策としてガイドラインで一定の管理を行います

② 広告に該当するものは、獣医療法第 17 条による広告の制限を受けます。

- ・ 広告を行う獣医師は、正確かつ適切な情報提供の努力義務があります。
- ・ 技能・療法に関する事項を広告するにあたっては、「問合せ先」、「通常必要とされる診療内容」、「診療に係る主なリスクや副作用」及び「費用」について併記しなければ広告してはならないとしています。
- ・ 比較・誇大広告は広告してはならないものとして定められています。

広告に掲載できるもの(例)	専門科名、学位または称号 獣医師の役職履歴、専門性（大臣指定団体による） 診療行為全般(ただし、①問合せ先②主なリスク・副作用③診療の内容④費用の併記が必要) 愛玩動物看護師が勤務していること
広告に掲載できないもの(例)	比較広告、誇大広告(実績〇件、効果抜群、手術時間〇分) 品位を損ねる内容、他法令に関する禁止内容

③ 広告をするときは、「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）」を必ず確認し、違反のないようお願いします。

右の 2 次元コードより、ガイドラインが掲載されている農林水産省のページにアクセスできます。

■ 獣医療法以外でも、広告は規制されています（詳細は獣医療広告ガイドラインを参照）

- ・ 診療施設で医薬品の販売・授与を行っていると思われるような広告、また、医薬品等を賞品・景品にあてる広告はしてはいけません（医薬品医療機器等法）。

<http://www.maff.go.jp/j/syosan/tikusui/zyinlaw.htm>



<http://www.maff.go.jp/j/syosan/tikusui/zyinlaw.htm>

Q. 管理者にはどのような責任がありますか。

獣医療法第5条関連

A. 診療施設の構造設備やX線装置の管理について次のような事項を遵守しなければなりません。

① 管理者とは？

- 診療施設には、施設を管理する獣医師（管理者）が1名必要です（開設者・院長である必要はありません）。
- 管理者は、診療時間の間常勤できる獣医師とし、原則として複数の施設を管理することはできません。

② 構造設備の管理

1. 飼育動物は、収容設備に収容すること。その際収容可能な頭数を超えて飼育動物を収容しないこと。
2. 飼育動物の逸走を防止するために必要な措置を講じること。
3. 収容設備内で、他の飼育動物への感染を防止するために必要な措置を講ずること。
4. 覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう注意すること。
 - 毒物・劇物・麻薬は他の医薬品と区別して保管してください。毒物・麻薬の保管には施錠が必要です。
5. 常に清潔に保つこと、採光、照明及び換気を適切に行うこと。

③ X線装置の管理

1. 放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。管理区域を設定し、標識を掲示すること。
 - X線診療室・管理区域を示す標識と、従事者・飼い主に対する注意事項を掲示してください。
2. X線装置は、原則としてX線診療室において使用すること。
3. 防護具を着用し、被ばく線量、被ばく時間を極力低減すること。放射線障害の防止に努めること。
4. 次の項目について実施すること。

項目	獣医療法 施行規則	実施頻度・方法等	記録の 保存期間
従事者の被ばく線量 測定管理	第13・14条	次の線量を超えないよう管理すること ・実効線量限度 100mSv／5年かつ50mSv／年※	5年間
従事者の研修	第16条の2	初めて管理区域に立入る前とその後毎年、次の内容について研修を実施 ・X線の人体への影響、装置の安全取扱い、関係法令等	
X線装置の 定期点検	第17条	3年に1回程度	
X線診療室等の 漏えい線量測定	第18条	次の測定点について、半年に1回以上実施 ・管理区域の境界（1.3mSv／3カ月以下） ・X線診療室 ・診療施設内の居住区域の境界及び敷地境界（250μSv／3カ月以下） 測定は専門業者に依頼することが望ましいが、フィルムバッチ等を一定 期間設置し測定することも可能	3年間
X線装置の 使用状況の記録	第19条	毎回照射時に記録し、1週間ごとののべ使用時間を整理する （記録は1年ごとに閉鎖すること）	

※ただし女性は5mSv／3カ月（妊娠の可能性がないと判断された者、妊娠の意思がないことを書面で申出た者を除く）
また、妊娠の申告から出産の期間は計1mSv

Q. 診療施設で動物用医薬品を販売できますか。

医薬品医療機器等法第24条関連

A. 動物用医薬品の販売はできません。

- ① 診療施設では、獣医師による診療行為の一環として、医薬品を「処方」しています。
- ② 診療施設では、診療することなく動物用医薬品を渡す行為（販売・授与）はできません。
こうした行為を行う場合には、別途、動物用医薬品販売業の許可を受ける必要があります。
- ③ 実際には診療を行った上での処方であっても、医薬品の販売広告と捉えられるような広告は控えてください。

Q. 獣医師でない診療補助者に投薬や注射を行わせることはできますか。 獣医師法第 17 条関連

A. 獣医師免許のない方に、診療行為を行わせることはできません。

- ❶ 獣医師の監視・指導の下であるか否かにかかわらず、獣医師補助者（動物看護者）が獣医師法第 17 条に定める飼育動物に対して診療行為（投薬・注射を含む）を行うことは、獣医師法第 17 条に抵触する可能性があります。
- ❷ ただし、愛玩動物看護師は獣医師の指示の下、飼育動物に衛生上の危害を生じる恐れが少ないと認められる行為（輸液剤の注射、採血、マイクロチップの装着、投薬等）を行うことが可能です。
- ❸ 獣医師の指示に基づいて飼い主がその飼育動物に投薬を行うことは、飼い主がその飼育動物を継続して所有する上で行われるものであれば、自己財産の処分・管理と考えられ、診療行為には該当しません。

Q. その他、診療を行う上で留意するべきことを教えてください。

A. 次のとおりです。

- ❶ 獣医師法（師法）・獣医療法（療法）関連
 - 診断書等の交付、特定の医薬品の投与・処方、獣医師自らが診察等した上で行うこと（師法第 18 条）。
 - 診療を業務とする獣医師は、正当な理由なく、診療及び診断書等の交付を拒めない（師法第 19 条）。
 - 飼育動物の診療をしたときは、飼育者に対し、飼育に係る保健衛生の指導をすること（師法第 20 条）。
 - 診療・検案をしたら、診療簿または検案簿に必要事項を記載し、定められた期間保存すること（師法第 21 条）。
 - ・記載事項や動物種ごとの保存年数が定められています（3 年、反すう動物は 8 年）。
 - 診療施設の構造設備の基準を守ること（療法第 4 条、療法施行規則第 2 条）。
- ❷ インフォームドコンセント（説明と同意）を心掛けましょう
 - 診療内容等に関して適切な情報提供を行うよう、平成 10 年に国から獣医師会あてに通知が発出されています。
 - ・法令上の義務とはなっていませんが、飼い主との信頼関係を築き、質の高い獣医療を提供するため、十分な説明を行った上で飼い主の了解を得て治療を行うこと、飼い主の求めに応じた診療簿等の開示を積極的に行うことを心掛けましょう。
- ❸ 獣医療法以外の届出義務

家畜伝染病予防法	医薬品医療機器等法
家畜保健衛生所長に届出	農林水産大臣に報告
・ 監視伝染病（家畜伝染病及び届出伝染病）の診断・検案を行った時 ・ 新疾病、特定症状（口蹄疫及び高・低病原性鳥インフルエンザ）を発見した時	医薬品、医療機器、再生医療等製品の重大な副作用を知った時

※犬のレプトスピラ症は、家畜伝染病予防法による届出伝染病に指定されています。

5. 届出・問合せ先

① 受付時間

午前8時30分から午後5時15分（土日祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

※担当者不在の場合がありますので、来所されるときは予めご連絡ください。

② 届出・問合せ先

診療施設の所在地※	届出・問合せ先	アクセス
横須賀市、鎌倉市、逗子市、 相模原市、三浦市、厚木市、大和市、 海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、 愛川町、清川村	県央家畜保健衛生所 企画指導課 〒243-0417 海老名市本郷 3658 電話 (046)238-9111 ファクシミリ (046)238-9124	相鉄線・小田急線海老名駅 または小田急線長後駅より 神奈中バスで20分 「畜産研究所」下車
横浜市、川崎市	県央家畜保健衛生所 東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町 2076 電話 (045)934-2378 ファクシミリ (045)934-5432	JR 横浜線中山駅より 徒歩10分

※神奈川県内の上記以外の市町村については、湘南家畜保健衛生所(0463)58-0152 にお問合せください。

③ 当所のウェブサイト

1. 診療施設に関するページ URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cf5/kenoukaho/vet.html>

2. アクセス方法

① 右の二次元コードからアクセス

読み取りには携帯電話のコードリーダーやスマホの読み取りアプリをご利用ください。

② 神奈川県ホームページからアクセス

トップページ>産業・働く>畜産業>県央家畜保健衛生所>獣医師・動物病院の皆様>飼育動物診療施設
(動物病院) について



自己チェックシート

あなたの診療施設について、ここまでの内容をチェックしてみましょう！

このシートは提出の必要はありません。

p.1 - 3 関連

- ☐ 診療施設についての届出事由が生じたときは、届出を行っている

p.4 関連

- ☐ 広告をする際には、獣医療広告ガイドラインに基づいて行っている

p.5 関連

- ☐ 施設の管理者は、診療施設の構造設備の管理を適切に行っている
- ☐ 施設の管理者は、診療施設のX線装置の管理を適切に行っている
 - ☐ 従事者の被ばく線量測定 ☐ X線診療室等の漏えい線量測定
 - ☐ X線装置の定期点検 ☐ X線装置の使用状況の記録
- ☐ 医薬品等は、自ら診療を行った上で処方している

p.6 関連

- ☐ 獣医師法第22条の届出を行っている
- ☐ 正当な理由なく診療を拒んではならないことを理解している
- ☐ 診療内容を診療簿に記載し、定められた期間保存している
- ☐ インフォームドコンセントを実施し、飼い主の十分な理解と納得の上で診療を行っている



実施日 _____

実施者 _____